

---

---

# 平成18年度 普通会計決算財政分析

---

---

平成19年9月



栄 村

## 目 次

### 【概要編】

1 普通会計収支決算	
(1) 決算収支の状況	(1)
(2) 歳入・歳出の内訳	(1)
2 財政分析指標	
(1) 財政力指数	(4)
(2) 経常収支比率	(5)
(3) 公債費比率・公債費負担比率	(6)
(4) 起債制限比率	(7)
(5) 実質公債費比率	(8)
3 村債と基金の残高	
(1) 財政力指数	(8)
(2) 経常収支比率	(8)

### 【データ編】

1 純計の状況	(1)
2 決算収支の状況	(2)
3 財政指標	(3)
4 歳入の状況	(4)
5 自主・依存財源別歳入の状況	(7)
6 歳出の状況 (性質別・目的別)	(9)
7 人件費の状況	(15)
8 物件費の状況	(16)
9 村債借入一覧表	(17)
10 村債事業別借入状況	(18)
11 村債年度別種類別借入額一覧表	(19)
12 村債現在高の内訳	(20)
13 今後の村債元利償還額の推定	(21)
14 基金残高の推移	(22)
15 公営事業会計等への繰出金の推移	(22)

普通会計とは、一般会計と特別会計(公営事業会計を除く)を一つの会計に合算したものです。ただし、合算する際に会計間の重複を相殺しているほか、一般会計内の公営事業部分を繰出処理するなど一定の調整操作を行っているため、一般会計と特別会計の単純合計とは一致しません。

本村では、一般会計、高齢者等就労センター特別会計及び村営バス事業特別会計を1つに合算して普通会計を構成し、一般会計で実施している介護サービス事業(介護保険対象者のデイサービス)については公営事業会計として扱い、普通会計から繰出処理しています。

# 概要編

# 1 普通会計収支決算

## (1) 決算収支の状況

普通会計決算額 ～ 3年ぶりの歳入歳出増～

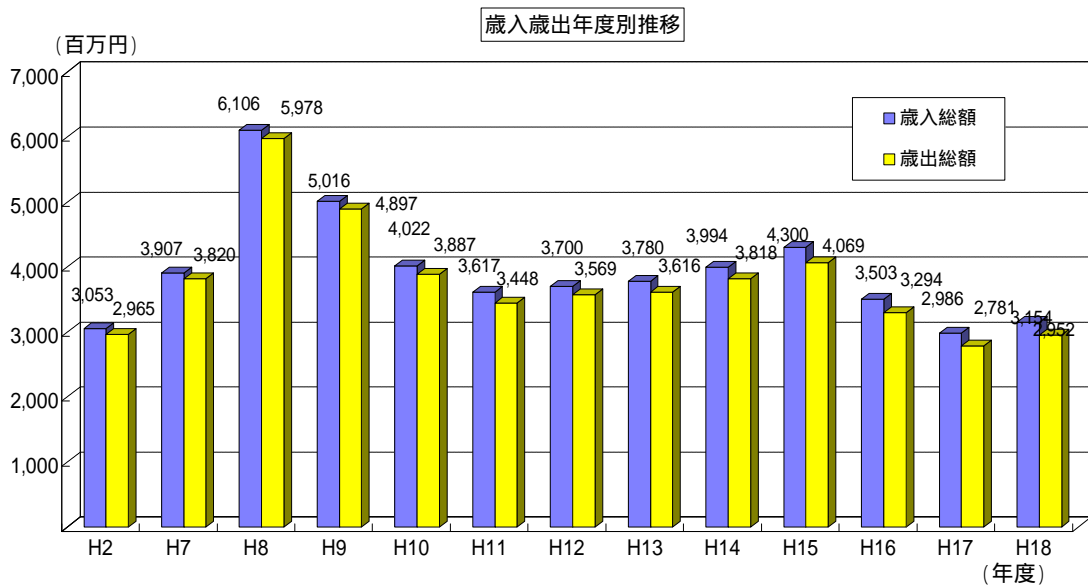
18年度の普通会計決算額は、歳入31億5,425万6千円、歳出29億5,198万円で、歳入・歳出歳出とも前年度に比べ5～6%程度の増となり、3年ぶりの増加となりました。

実質収支等 ～ 実質単年度収支は赤字～

歳入歳出差引額から翌年度繰越財源（繰越明許費繰越）を控除した実質収支は1億9,485万1千円の黒字となりました。

また実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は362万1千円の黒字となりました。

しかし、単年度収支の黒字要素である積立金等と赤字要素である積立金取崩額を精算した実質単年度収支についてはマイナス8,532万円となり、歳入歳出面の措置がなされなかった場合、8,530万円あまりの赤字になっていたといえることが言えます。



普通会計決算収支

(単位:千円、%)

区分	歳入 (a)	歳出 (b)	差引 (a)-(b)=(c)	翌年度 繰越財源 (d)	実質収支 (c)-(d)=(e)	単年度 収支 (f)	積立金 (g)	積立金 取崩額 (h)	実質 単年度 収支 (f)+(g)- (h)=(i)
18年度	3,154,256	2,951,980	202,276	7,425	194,851	3,621	1,059	90,000	85,320
17年度	2,985,754	2,781,493	204,261	13,031	191,230	17,225	15,457	72,859	74,627

## (2) 歳入・歳出の内訳

歳入状況 ～ 村税9年連続の減。県支出金、地方債は大きな伸び。～

村税は、なおも続く村内経済の低迷で対前年度比2.8%減、9年連続の減少となりました。また、平成16年度に三位一体の改革により大幅に減少した地方交付税は、17、18年度の一般財源総額を確保する旨の政府・与党合意が履行されたことにより、対前年度比3.2%の減に留まりました。ただし、事実上の地方交付税である臨時財政対策債は対前年度9.7%の減となったことから、苦しい財政状況であることに変わりはありません。

9.7%の減となったことから、苦しい財政状況であることに変わりはありません。

一方、県支出金は対前年度比41.9%、地方債は56.9%の増と大幅な伸びとなっています。これは17、18年度発生災害に伴う復旧対策事業が多かったことによるものです。

歳出状況 ～投資的経費が大幅増。災害復旧事業費も2年連続の増～

【性質別】

全体としては、人件費、扶助費、公債費等多くの項目で減少傾向であったものの、投資的経費である普通建設事業費と災害復旧事業費が対前年度比で大幅な増となり、特に災害復旧事業費は2年連続の増となりました。

これは17、18年度発生災害に伴う復旧対策事業が多かったことや、絵手紙収蔵館建設事業があったことが要因としてあげられます。

また公債費は対前年度比0.4%の減でしたが、歳出全体に占める割合が27%と依然として多く、村財政を大きく圧迫している感が否めません。

歳入歳出の内訳と増減

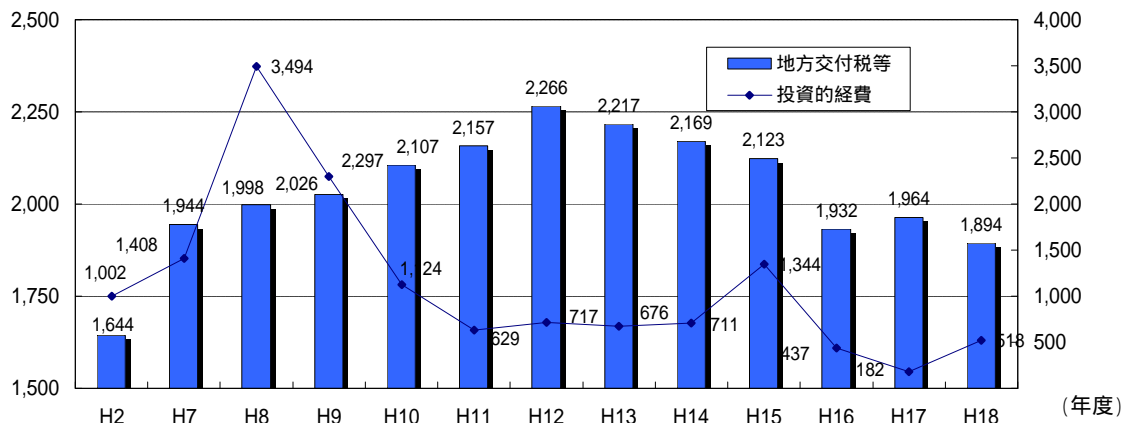
(単位:千円、%)

歳 入			歳 出 (性 質 別)		
区 分	決 算 額	対前年度比	区 分	決 算 額	対前年度比
村 税	170,247	2.8	人 件 費	629,688	5.0
地 方 譲 与 税	99,569	6.0	扶 助 費	55,125	14.9
地 方 交 付 税	1,789,134	3.2	公 債 費	797,235	0.4
国 庫 支 出 金	62,377	8.7	普 通 建 設 事 業 費	328,260	141.5
県 支 出 金	283,137	41.9	災 害 復 旧 事 業 費	189,297	311.6
地 方 債	221,100	56.9	物 件 費	288,956	7.1
うち臨時財政対策債	104,800	9.7	補 助 費 等	308,484	1.3
そ の 他	528,692	15.0	そ の 他	354,935	22.1
計	3,154,256	5.6	計	2,951,980	6.1

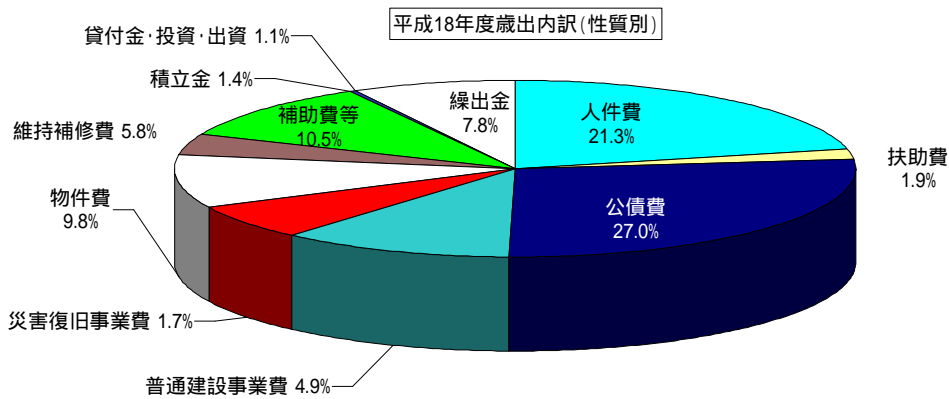
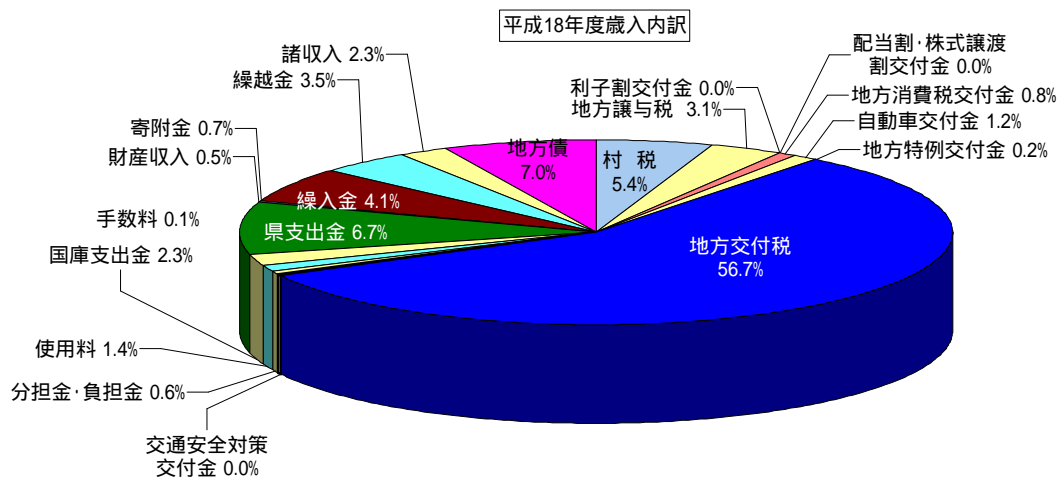
交付税等  
(百万円)

地方交付税等の推移 / 投資的経費の推移

投資的経費  
(百万円)

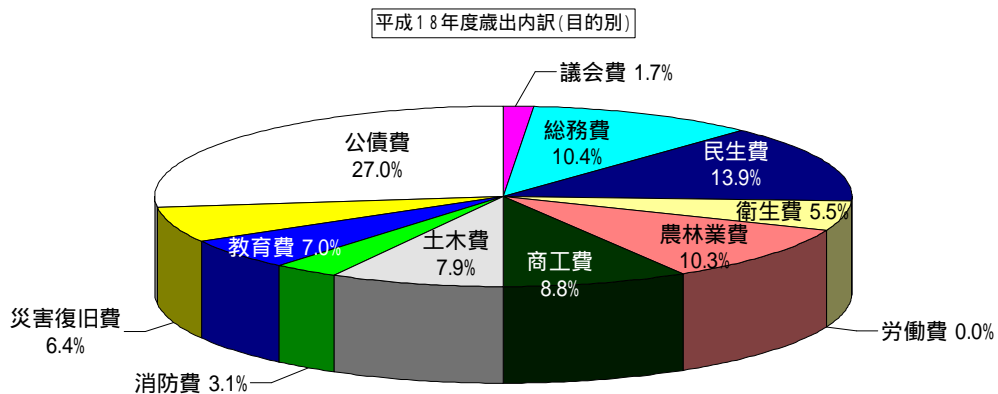


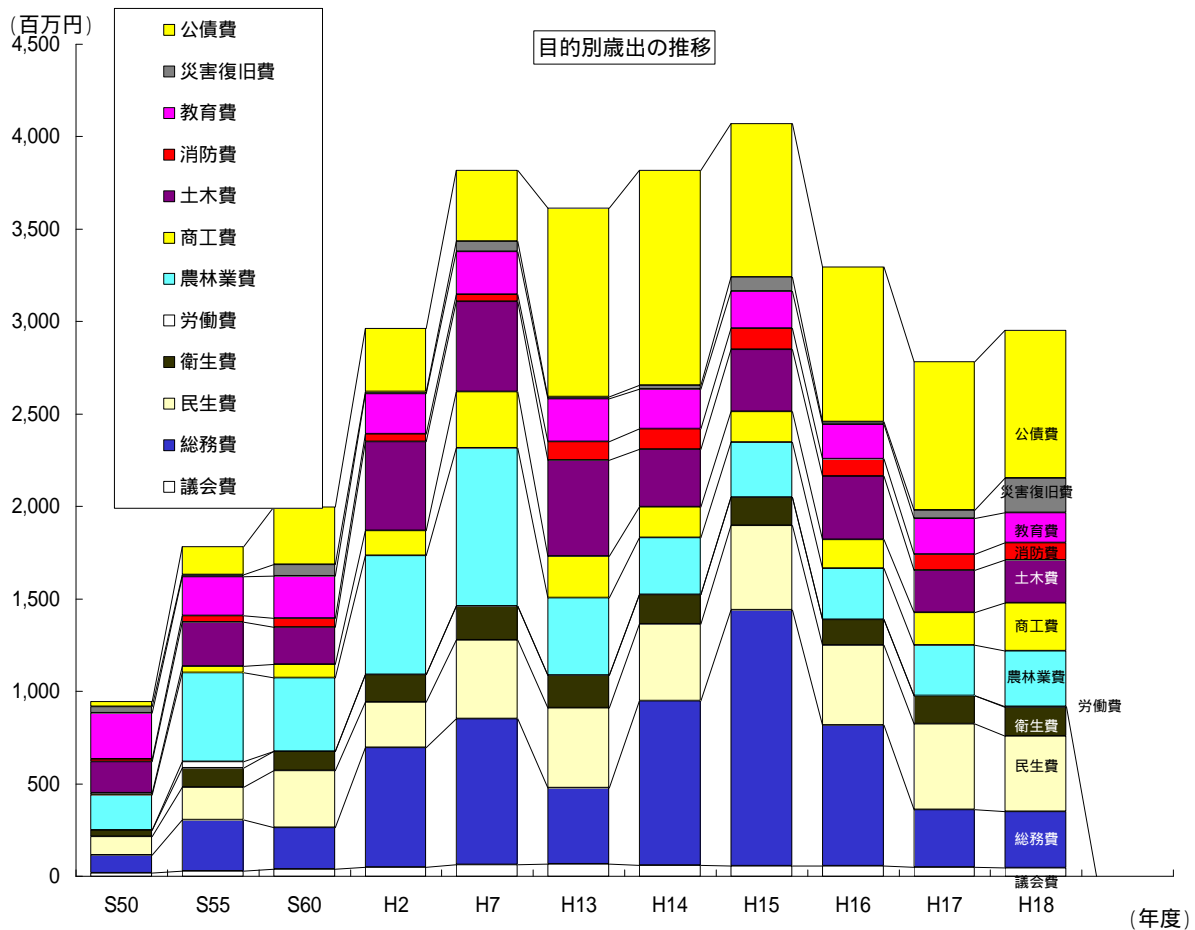
注)「地方交付税等」には臨時財政対策債を含む。



【目的別】

全体としては、民生費と教育費が大きく減少し構成比を下げる一方で、労働費と商工費、災害復旧費などが増加しました。  
 民生費は、少雪により雪害対策経費が減少したこと等から前年度比で11.7%減少し、歳出の構成比では2.8ポイントの減となりました。  
 災害復旧費は、性質別で見たとおり大幅に増加し、構成比では4.7%増となりました。また商工費も構成費で2.4%増となりました。





## 2 財政分析指標

### (1) 財政力指数

財政力指数とは

財政力指数は、地方公共団体の財政力を表わす指標で、当該団体の標準的な財政需要に占める地方税収入等の標準的な財政収入の割合について3カ年の平均をとったものです。

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \text{の過去3カ年の平均}$$

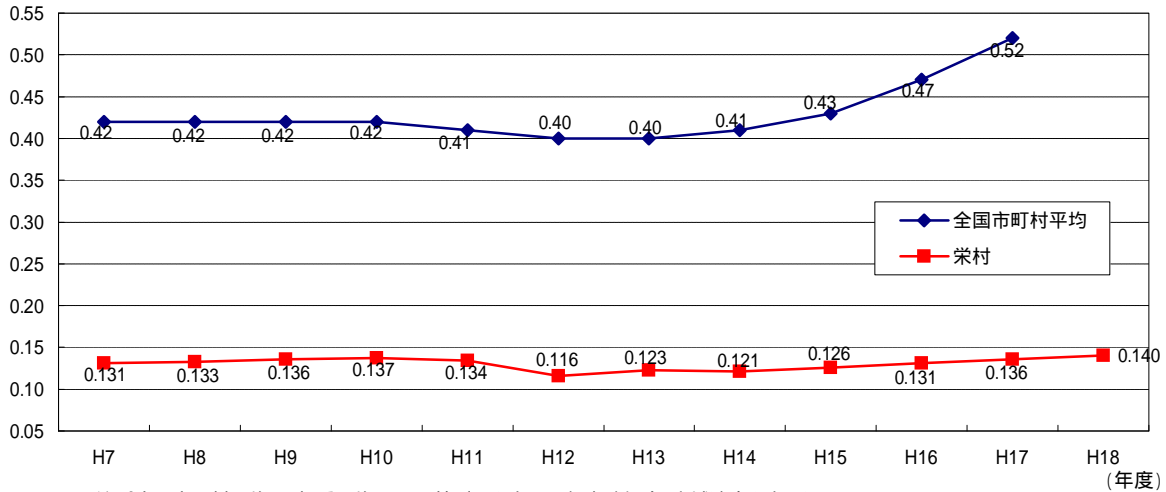
この指数が高いほど財源に余裕があると判断され、指数が1を超えると地方交付税の不交付団体となり、超過分だけ標準的水準以上の行政を行うことが可能となります。

財政力指数の状況 ~ 依然として低い水準で推移 ~

本村の財政力指数はこれまで概ね0.1台前半で推移しており、18年度も同程度の0.140となっており、財政基盤が極めて脆弱であることに変わりはありません。

また、前年度よりも0.004上昇したことになりますが、景気の回復傾向に伴って財政力指数が着実な改善に向かっている全国的な状況と比べると、本村は財政力改善の勢いが非常に弱いと言わざるを得ません。

財政力指数の推移



## (2) 経常収支比率

経常収支比率とは

経常収支比率は、財政構造の弾力性を表す指標で、経常的な経費に充当された一般財源が経常一般財源等に占める割合です。

$$\text{経常収支比率} = \text{経常経費充当一般財源} / \text{経常一般財源総額}$$

70%程度が望ましく上下5%を超えると弾力性を失いつつあると判断されます。

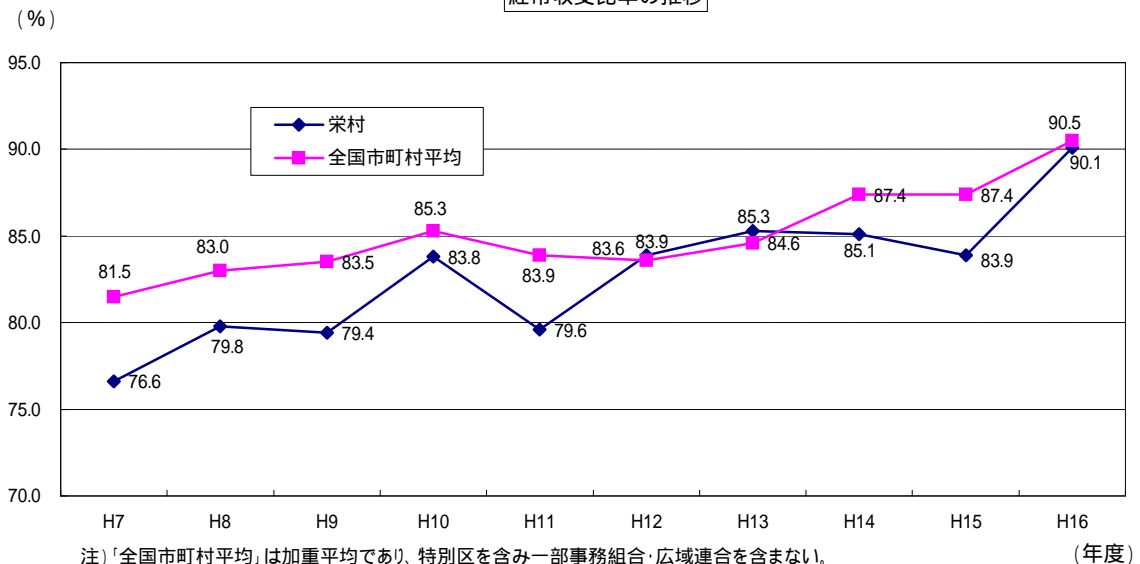
経常収支比率の状況 ~ 3年連続90%台、4.4%の大幅な上昇により硬直化更に進む~

18年度の経常収支比率は94.4%で、前年度比4.4ポイントの増と大幅な増加となりました。このことから、栄村の財政状況が一段と硬直化した状況であると言えます。

これは、経常経費充当一般財源自体は毎年減少しているにもかかわらず、三位一体の改革により16年度に地方交付税が突然大幅に削減され、17年度に若干の増となったものの、18年度には再び削減となり、経常一般財源総額が低い水準になっていることによるものです。この傾向は本村のみならず、全国的な傾向となっています。

こうした状況は今後も続く予想されるため、交付税等一般財源総額の確保を国に引き続

経常収支比率の推移





### ( 3 ) 公債費比率・公債費負担比率

公債費比率とは

公債費比率は、公債費の負担度合いから財政構造の弾力性を判断する指標で、公債費の一般財源に占める割合を表わします。

$$\text{公債費比率} = \frac{(\text{普通会計元利償還金充当一般財源} - \text{交付税措置のある元利償還金})}{(\text{標準財政規模等} - \text{交付税措置のある元利償還金})}$$

10%を超えないことが望ましいとされています。

公債費負担比率とは

公債費負担比率も、公債費比率と同様に財政構造の弾力性を判断する指標の一つで、一般財源総額に占める公債費充当一般財源の割合を示すものです。

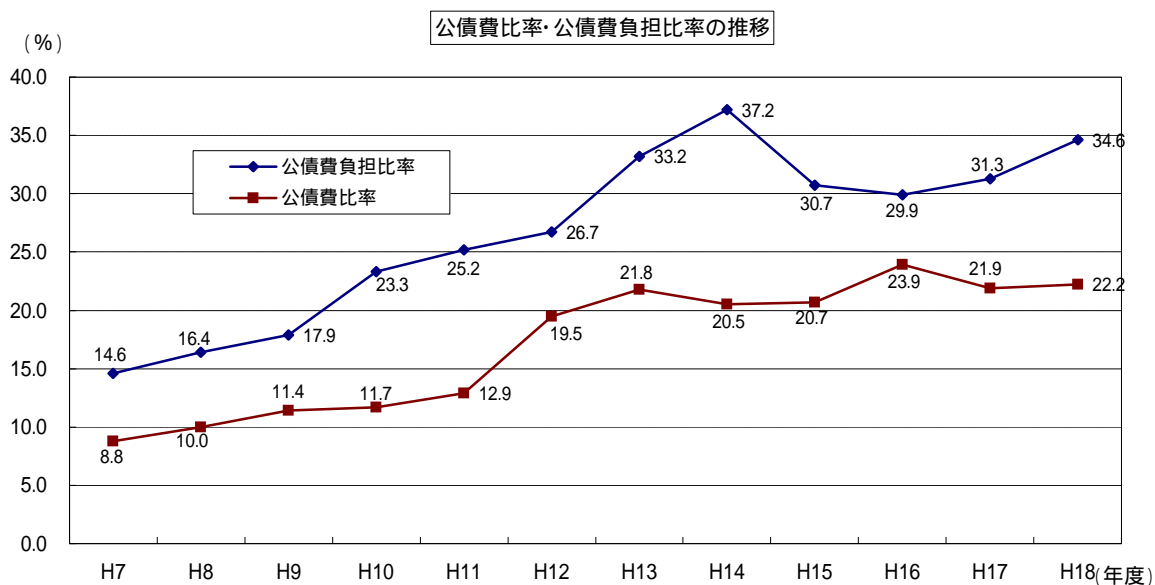
$$\text{公債費負担比率} = \frac{\text{公債費(一時借入金利子等含む)充当一般財源}}{\text{一般財源総額}}$$

15%以下が望ましいとされ、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。

公債費比率・公債費負担比率の状況 ～危険ラインで推移～

栄村の公債費比率・公債費負担比率は、これまで全体として上昇傾向にありましたが、14年度に起債の償還ピークを迎えるとともに上昇圧力が抑えられてきています。しかし、依然として高い水準で推移していることに変わりありません。

18年度の公債費比率は22.2%で、標準財政規模が減少した反面で公債費が増加したことから、前年度より0.3ポイント増加しました。また、公債費負担比率は34.6%で、公債費充当一般財源の減少を上回る割合で一般財源総額が減少したため、前年度比3.3ポイント上昇しています。



注)「全国市町村平均」は加重平均であり、特別区を含み一部事務組合・広域連合を含まない。

## ( 4 ) 起債制限比率

起債制限比率とは

起債制限比率は、地方債の許可制限に係る指標で、標準財政規模等（一部公債費を除く）に占める公債費充当一般財源（一部債務負担行為支出を含み、一部公債費を除く）の割合の3カ年平均値です。

（普通会計に係る元利償還金 + 公債費に準ずる債務負担行為に係る支出 + 五省協定・負担金等における債務負担行為に係る支出） - （繰上償還額 + 特定財源 + 基準財政需要額に算入された公債費 + 事業費補正により算入された公債費及び公債費に準ずる債務負担行為支出）

起債制限比率 =

（標準財政規模等 + 臨時財政対策債発行可能額） - （基準財政需要額に算入された公債費 + 事業費補正により算入された公債費及び公債費に準ずる債務負担行為支出）

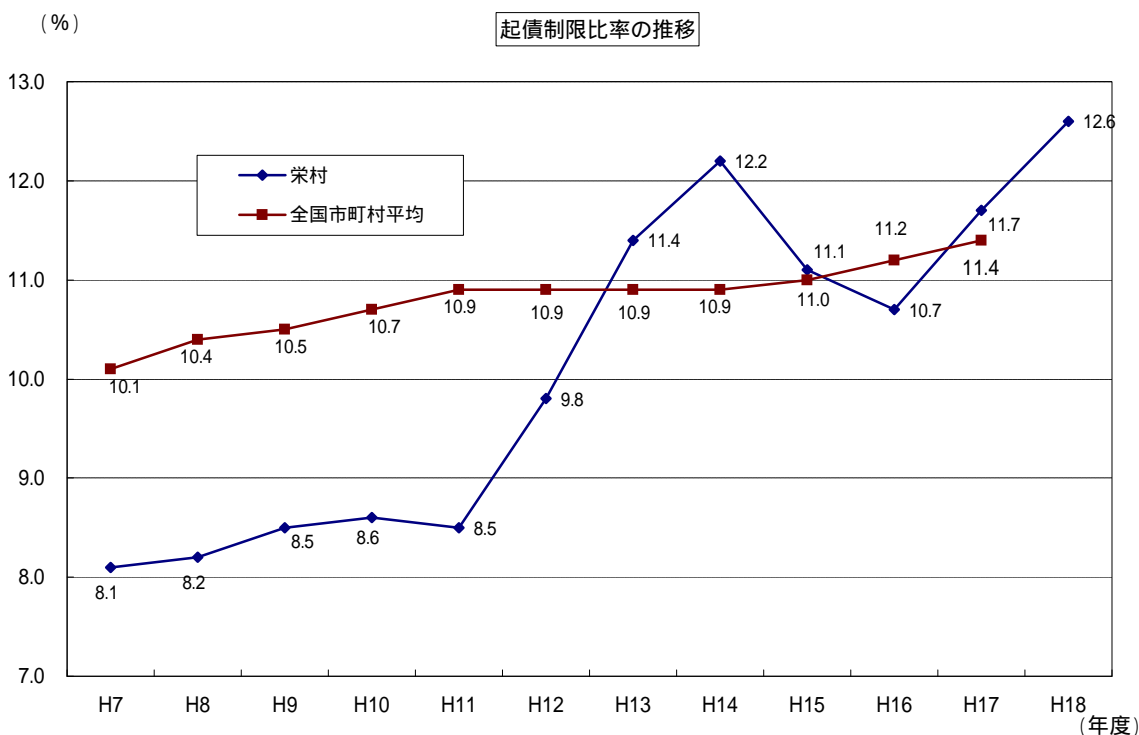
の過去3カ年の  
平均値

20%以上になると一定の地方債の起債が制限され、30%以上になるとさらに制限の度合いが高まります。

起債制限比率の状況 ~ やや上昇するも必ずしも高くない水準 ~

18年度の起債制限比率は12.6%で、昨年度より0.9ポイント上昇しました。

また、全国の市町村と比べると、平成11年度までは非常に低い水準で推移していましたが、12年度から数値が上昇し、全国平均を上回ることが多くなっています。



注)「全国市町村平均」は加重平均であり、特別区を含み一部事務組合・広域連合を含まない。

## (5) 実質公債費比率

実質公債費比率とは

実質公債費比率は、18年度から地方債が許可制から協議制に移行するのに伴い、新たに導入された地方債協議・許可の制限に係る指標です。従来の起債制限比率に一定の変更を加えたもので、標準財政規模等に占める実質的な公債費（地方債元利償還金のほか、公営企業会計の公債費に充当した繰出金、一部事務組合の公債費に係る負担金等公債費に準ずるものを含む）の割合の3カ年平均値を示したものです。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(普通会計元利償還金 + 普通会計準元利償還金) - (元利償還金・準元利償還金に充てられる特定財源 + 普通会計元利償還金・準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額)}}{\text{(標準財政規模等 + 臨時財政対策債発行可能額 - 普通会計元利償還金・準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額)}} \times 100$$

の過去  
3カ年平均

18%以上の団体は、「公債費負担適正化計画」を策定し、起債に当たって引き続き許可を要することとなります。25%以上になると一定の地方債の起債が制限され、35%以上になるとさらに制限の度合いが高まります。

18年度決算から比率を求める基準が一部変わり、従来算入されていた公債費に加え、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものや一時借入金利子等が準元利償還金に算入されました。

実質公債費比率の状況 ~ 19.4%で起債時は協議制から許可制へ移行 ~

18年度の実質公債費比率は19.4%となり、起債時の協議から許可へ移行する基準である18%を超えたことから、19年度の起債は国・県の許可が必要となります。また申請時には「公債費負担適正化計画」の策定が必要となることから、起債を伴う事業を計画するにあたっては、十分な検討と優先順位付けが求められます。

## 3 村債と基金の残高

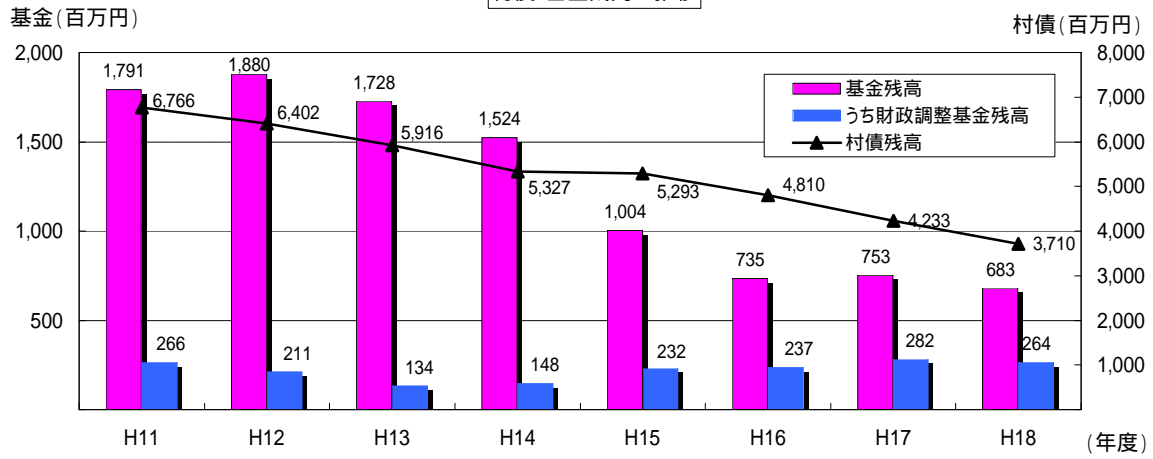
### (1) 村債残高

公債費は既に14年度にピークを過ぎています。村債残高についても10年度をピークに順調に減少し、18年度は前年度より5億2,324万2千円減の37億977万7千円となっています。公債費は19年度にピークを迎え、8億円程度になる見込みであり、20年度以降に毎年度1億3,000万円程度の起債を行っていくと仮定しても、今後の公債費は大きく減少を続ける見込みで、村債残高も大きく減少していくものと想定されます。

### (2) 基金残高

基金残高は、これまで庁舎建設基金や減債基金の取り崩しなどで13年度から減少が続き、昨年度は一旦増額しましたが、18年度は6,986万6千円減り、6億8,271万9千円となりました。このうち、財政調整基金の残高については、各収入項目の減額により繰り入れを行ったことから、1,801万5千円減の2億6,423万7千円となりました。

村債・基金残高の推移



村債償還額と残高の見通し

